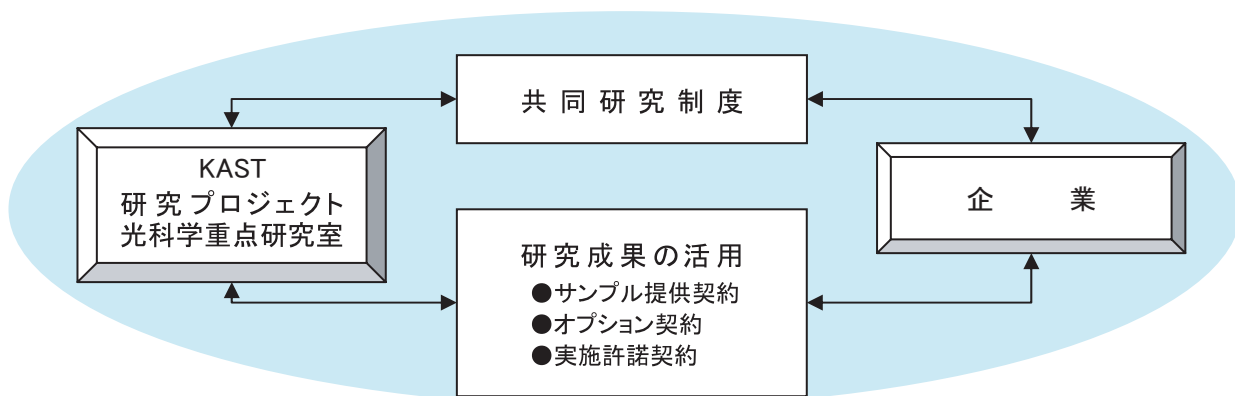


KASTとの技術提携をお考えの企業の皆様へ

平成22年6月30日現在

KAST では、研究成果を広く産業界・学会に向けて公開し、科学技術の振興や産業の活性化に貢献しております。実用化が期待される成果については企業への効果的な技術移転を図るべく、様々な技術提携のスキームを用意しています。



■ 共同研究制度

- **趣 旨** KASTで実施している研究をベースに、企業の具体的なニーズを反映させた研究目標を設定し、企業とKASTが役割を分担して共同で研究を実施します。
- **発明の取扱い** 共同研究の結果、生じた発明は通常、企業とKASTとの共有となります。持分は企業とKASTの発明者の寄与等によって決定します。
- **研究負担金** 共同研究に必要な研究費の一部を企業に負担していただきます。負担額は研究内容や研究条件によって打ち合わせで決定します。
- **研究員の派遣** 共同研究を実施するために、KASTの研究室へ企業から研究員を派遣することができます。その場合は、別途、派遣研究員契約を締結します。

■ 研究成果の活用に関する制度

- **サンプル提供契約** KASTの研究で得られた物質を企業に提供し、それらの応用・実用可能性を評価・検討していただくことができます。
- **オプション契約** 例えばKASTの未公開特許やノウハウを企業に秘密保持を条件としてオプション期間中、実施権を予約しながら開示し、研究成果の実用性、採算性を評価・検討していただくことができます。
- **実施許諾契約** KASTの特許やノウハウを企業が実施する場合は「実施許諾契約」を結んでいただきます。KASTは一時金や実施料の形で利益の配分を受け、それを発明者への補償や特許出願・維持費用等に充てます。